

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条より）

- ※1 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ※2 「心理的または物理的な影響を与える行為」とは仲間外れや集団による無視、身体的な攻撃や金品をたかられたり隠されたりすることなどを意味する。
- ※3 けんか等を除く

尚、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行う事なく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。 （文部科学省「いじめ防止基本方針」より）

2、いじめ防止の基本理念

～十三中学校は、いじめ・暴力のない、安心で安全な学校をめざします～

3、いじめの基本認識

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の重要性を十分に認識し、いじめの特質を深く理解する必要がある。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4、いじめ防止のための組織

（1）名称

「いじめ防止対策委員会」

（2）構成員

学校長 教頭 教務主任 学年主任 養護教諭 生徒指導主事
生活指導部長 スクールカウンセラー

（3）役割

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画、各取り組みのチェック
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し 等

5、いじめの未然防止についての取り組み

＜考え方＞

「いじめが起こらない学級・学校作り」等、未然防止に取り組むことが重要である。密接な情報交換や実践的な校内研修を通じて、共通した基本認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。子どもたち、保護者の意識や背景、学校や地域の特性を把握し、年間を通した予防的・開発的な取り組みを計画実施する必要がある。

また、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを教職員で進めていくことも重要である。

（1）子どもたちや学級の様子を知る

①すべての行事や指導を通して、注意深く観察する。

行事や休み時間、部活動での人間関係を学年や学校単位で情報交換し、共有する。

そのためには教職員の気づきが大切である。

同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒達と場を共有することが必要である。

そうすることで、子どもたちの些細な言動を捉えることができ、置かれた状況や心理状態を推し量ることができる感性を高められる。

②年4回、生徒アンケートの実施

夏休みと冬休み明けに「生活アンケート」、6月と11月に「相談アンケート」を行い、学級や学年また家庭内での悩みの実態を把握する。

（2）わかる授業の推進と学力向上

①『わかる授業づくり』の推進

「わかる授業づくり」のために、年間を通して、校内授業研修会及び他の教員の授業参観を実施し、指導方法の振り返りや教材研究、授業改善に取り組む。

②『学びのある授業づくり』の推進

毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、達成感や充実感等を獲得させると共に、

授業において学び合い活動等の共通実践を実施し、対等で尊重し合う関係を築き、学力の向上とともにいじめの未然防止にもつなげる。

（3）主体性を持った活動の活性化と充実

①行事の充実・集団行動の定着

下記に示す行事活動において、各係生徒が中心やリーダーとなり主体的に取り組むことで、「やらされる」のではなく「やる」姿勢を身につけると共に、仲間を思いやる姿勢を身につける。

1) 一泊移住の取り組み（1年）

2) 校外活動（遠足）の取り組み（2年）

3) 修学旅行の取り組み（3年）

4) 体育大会・文化発表会の取り組み（全学年）

5) 球技大会の取り組み（全学年）

6) 百人一首大会など各学年の取り組み（全学年）

②生徒会活動の活性化

生徒会主体の活動を企画し、全校生徒共通の問題を提起することで、問題を共有すると共に、解決策を共有する。

1) あいさつ運動の実施

生徒議会のメンバーを中心に「あいさつ週間」として、月に1度、一週間のあいさつ運動を行う。

2) 赤い羽根共同募金の取り組み

年に1～2回行う。

(4) 命や人権を尊重し豊かな心を育むための道徳教育の充実

道徳的判断力の低さや未発達な考え方から起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

よって、豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ることが求められる。

(5) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

また、すべての教育活動の中で、社会や学校における規範や決まりを守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性・社会性の伸長を図る。

(6) インターネット・携帯電話等におけるいじめの防止

①インターネットの特殊性による危険性を教員が十分理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握する必要がある。

SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導し、授業や集会だけでなく、保護者啓発のためのプリント配付や生徒対象の講話（例：警察や携帯電話各社などの関係機関による携帯安全教室）等を実施する。

個人情報の扱いや、情報モラル教育等も指導を継続して行う。

②保護者に対してフィルタリングの設定や利用に関して、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について、啓発活動を行う。

6、いじめの早期発見についての取り組み

<考え方>

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、すべての教職員のあいだで情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

<早期発見のための手立て>

①日々の観察

授業以外の時間（休み時間・昼休み・放課後等）に子どもたちの様子に目を配る。

「生徒のいるところには、教職員がいる」ことをめざす。また、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

気になる生徒には、いじめやその他の相談の窓口があることを知らせることも大切である。

②観察のポイント

1年生時…小学校の人間関係から6年ぶりに大きく変化するため、様々な視点が必要である。

- ・中学校になじめず、一人でいる生徒はいないか。
- ・日常のかかわりの中で、力関係が構築され始め、苦しんでいる生徒はいないか。
- ・身体のことや家庭のことを揶揄されている生徒はいないか。

2年生時…学校生活に慣れ、緊張感や配慮が欠ける傾向がある。

- ・同じグループ内でふざけているように見えて、集団対個人である、または立場が一方的になっていないか。
- ・身体接触のある遊びの場合等は、表情は良くても特に注意が必要である。
- ・グループ内での人間関係上の序列はないか。

3年生時…人間関係の成熟や進路によるストレス等で心理状況が複雑化する。

- ・グループの変化や部活動引退による人間関係の変化を読み取る。
- ・授業に積極的に取り組めないなど、投げやりな生徒はいないか。
- ・携帯電話所持率の増加がみられるため、SNSやインターネット上のトラブルに注意。

③教育相談

教職員による朝の登校指導から日常の生活の中での声かけ等、子どもたちが日ごろから気軽に相談できる環境を作ることが重要である。

年に2回（6月と11月）の教育相談週間を設け、全生徒と個人面談を行い、子どもたちの発信するサインに耳を傾ける。

④いじめ実態調査アンケート

学期に1回以上のアンケートを実施する。実態に応じて随時実施することもある。

いじめられている子どもにとっては、記入することが難しい場合も考えられるので、実施方法については記名・無記名・持ち帰り・保護者対象等状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはいじめ被害の個人特定よりも全体把握の色が強いものにする。

＜相談しやすい環境づくり＞

子どもたちが教職員や周りの大人にいじめについて相談することは、とても勇気がいることである。いじめている側から「チクった」などといわれて、さらにいじめが助長されたりする可能性が

あることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うべきである。対応によっては不信感を生み、情報が遮断され、いじめが潜在化してしまうことも考えられる。

①本人からの訴え

気持ちや本人が感じたこと、認識している事実を大切にする

疑いや決めつけは捨て、内容を傾聴し、しっかり記録を取る。

事実関係を聞くと同時に、心理的受容（それは苦しかったね・そんなことされたのか等）を行う。

安全を最優先し、安心できる環境を作る

まずは、生徒を全力で守る手立てを考えなければならない。「大切なあなたのことをしっかりと守るからね」という姿勢を伝える。

本人の心のケアを行うとともに、時間・場所の確保をし、具体的に心身の安全を保証する。

②周りの生徒からの訴え

いじめの情報を伝えたことにより、その生徒への新たないじめが起こりうることを十分に把握する。それを防ぐため、他の生徒の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴え

まずは、保護者がいじめについての話をすぐさま相談できるような日頃からの信頼関係を築くことが大切である。

問題が起ったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築きにくい。平時のときにこそチャンスである。学校での様子や気になるところ、良いところ、頑張っていること等について連絡することも必要である。

問題が起った時の対応でも、悪かったところや苦手なところを一方的に指摘されると保護者は、自分自身のしつけや子育て、頑張りを否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解したうえで、接する必要がある。

7、いじめの早期解決についての取り組み

<考え方>

いじめの兆候を発見した場合は、決して問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすること

が大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを優先的に迅速な指導を行い、解決に向けて、学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（1）いじめに対する措置

①いじめ事案の確認

⇒いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②加害生徒からのいじめ阻止

⇒いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③被害生徒・保護者に対する支援

⇒いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④加害生徒保護者との情報共有

⇒いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤関係諸機関との連携

1) 必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、いじめを受けた生徒の心のケアを行う。

2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。